

2020年1月7日

沖縄県宮古島市長 下地敏彦 様

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事 野上浩志

JTの「市庁舎敷地内に喫煙所の設置要望」は撥ねつけるのが良策です

謹啓

日本たばこ産業（JT）沖縄支店の統括支店長が2019年12月21日、宮古島市役所の下地敏彦市長を訪ね、建設中の市役所総合庁舎敷地内に「喫煙場所を設置してほしい。市の考え方が決まれば、協力したい。」と提案・要望し、

宮古地区医師会は「喫煙または受動喫煙による健康被害は甚大であり、市の公共施設である市役所では率先して完全禁煙を実施することが望まれます。新庁舎敷地内に喫煙所を設置しないことを強く要望致します。」との声明・要望を出しているとのこと。

本会は、昨年10～12月に全国の地方議会の禁煙状況を調査し、市議会では97%が「屋内全面禁煙」以上で、そのうち3分の1は「敷地内全面禁煙」との結果が判明し、ホームページでも公表しているところです。（沖縄県内では、11市議会が全て「屋内全面禁煙」以上で、そのうち敷地内禁煙は6市議会（55%）です）

<https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenjokyo1911shichoson.htm>

その調査を実施した立場からも、標記を要請いたしますので、ご高配をお願いいたします。

記

1. 市役所は第一種施設として敷地内禁煙とすることが原則で、特定屋外喫煙場所が認められてはいますが、この場所については「明確に区画され、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示し、第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること」

とされているので、JTが庁舎敷地内に「喫煙場所を設置してほしい」と提案・要望するのは、改正健康増進法を踏みにじり、法違反を公然と申し入れる脱法行為で、とうてい許されることではありません。市長側は撥ねつけるのが当然の良策です。検討するまでもないことです。

2. 宮古島市の新庁舎（1年後に竣工とか）に、JTが敷地内に「喫煙場所を設置してほしい」と提案し申し入れたということは、全国の他の市庁舎等にも同様の提案・要望している可能性がうかがえ、万一にも貴市がこれを受け入れれば、全国の他の行政庁舎へ影響が及び兼ねないことが懸念され、改正健康増進法の根幹が揺らぐことにもなり、全国的な問題に発展します。
3. また、JTからの協力（寄贈？）で敷地内に「喫煙場所を設置」することになれば、JTからの利益供与・誘導、及び利益相反（公共的立場の責務と、特定企業JTの利益をはかり癒着・依存が発生する相反状態。またJT寄りの施策、あるいはJTに遠慮したタバコ対策・受動喫煙対策をすることにならざるを得ないことなどを含め。）の点から許されないことで、これは日本が批准したタバコ規制枠組み条約第5条3項、及びその実施のためのガイドラインにも違反することです※。
4. 以上、JTが市庁舎敷地内に「喫煙場所を設置してほしい」と提案し申し入れた動きは、健康増進法違反を公然と申し入れた脱法行為で、全国の市庁舎等の全面禁煙を揺るがし兼ねず、かつJTからの協力（寄贈）による利益供与・誘導・利益相反からも、またタバコ規制枠組み条約第5条3項とその実施のためのガイドラインへの違反上からも、標記をよろしくお願いいたします。

敬 白

※WHO たばこ規制枠組条約第5条3項の実施のためのガイドライン

「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」

https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc_5-3_guideline_120506.pdf

(4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。

たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する支払金や、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、研究資金は、利益相反となる可能性がある。

【勧告】

4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。